

税理士・会計事務所が
個人確定申告で
誤りやすい 15 事例

監修：久保 憂希也

株式会社 KACHIEL
代表取締役 CEO

PROFILE

久保 憂希也（くぼ ゆきや）元国税調査官
株式会社 KACHIEL 代表取締役 / CEO

1977 年 和歌山県和歌山市生まれ

1992 年 智弁学園和歌山高校入学

1995 年 慶應義塾大学経済学部入学

2001 年 国税庁入庁 東京国税局配属

2008 年 株式会社 InspireConsulting を設立



税務調査のコンサルタントとして活動。2011年より全国で税務調査対策研究会を開催し、1,000人超の税理士に「税務調査の正しい対応方法」を教えている。

また、税理士が質問・相談できる会員制サービス「習得会」には500名以上が入会しており、年間約1,000件の税務調査に関する質問を受けている。

【講演実績】

- 東京税理士会認定研修「税務調査の徹底講座」
- 九州北部税理士会・博多支部「税務調査の極選ノウハウ」
- TKC北陸会「税務調査の正しい受け方・適正な反論のやり方」
- 岐阜青年税理士連盟「税務調査のイロハ」
- 中国ミロク会計人会「重加算税の賦課要件と立会い時の対応方法」 など多数



誤りやすい事例

01

個人事業主（夫）の合計所得金額が 48 万円以下の場合であっても、青色事業専従者である妻の控除対象配偶者にはならないと判断した。



青色申告者である個人事業主の配偶者（または親族）で給料の支払いを受ける青色事業専従者に該当する者は、その者の所得にかかわらず控除対象配偶者（または扶養親族）にはなりません

C H E C K



誤りやすい事例

02

未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、法定相続分で申告したが、後日法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合、相続時に遡及して是正（更正の請求又は修正申告）しなければならないと判断した。



POINT

相続財産が不動産である場合、相続開始の日における相続財産の状況に基づいて、法定相続分を算定し、その範囲内で申告する必要があります。後日、遺産分割協議が行われ、法定相続分と異なる遺産分割が行われたとしても、相続税の申告は、相続開始の日における状況に基づいて行われなければならないと判断されています。



CHECK

相続税の申告は、相続開始の日における相続財産の状況に基づいて行われなければならないと判断されています。後日、遺産分割協議が行われ、法定相続分と異なる遺産分割が行われたとしても、相続税の申告は、相続開始の日における状況に基づいて行われなければならないと判断されています。

誤りやすい事例

03

介護老人福祉施設（いわゆる老人ホーム）に入居している者を同居老親等としている。



誤りやすい事例

誤りやすい事例

CHECK



誤りやすい事例

誤りやすい事例

04

確定申告書において、控除対象扶養親族として申告した者を、更正の請求や修正申告によって、別の納税者の控除対象扶養親族に変更することができると考えている。

Point



確定申告書の提出後、更正の請求や修正申告によって、別の納税者の控除対象扶養親族に変更することはできません。

CHECK



確定申告書の提出後、更正の請求や修正申告によって、別の納税者の控除対象扶養親族に変更することはできません。

誤りやすい事例

05

公的年金等受給者において、本来は申告不要に該当する者が確定申告書を提出した場合、撤回できないと考えた。



公的年金等受給者において、本来は申告不要に該当する者が確定申告書を提出した場合、撤回できないと考えた。

C H E C K 

確定申告書の提出は、本来は申告不要に該当する者であっても、提出した場合は撤回できない。

誤りやすい事例

06

令和5年分の確定申告において、予定納税基準額が147,000円である者に対して、令和6年分の予定納税は不要であると説明した。



POINT



CHECK

誤りやすい事例

07

配当控除は確定申告書への記載が要件であり、配当控除を失念した場合、更正の請求等による是正ができないと考えている。



CHECK



誤りやすい事例

08

複数の源泉徴収選択口座で上場株式等の利子等又は配当等を受領している場合において、それらを申告するときは、その全てについて申告する必要があり、一部の口座のみを選んで申告することはできないと考えている。



誤りやすい事例 08 複数の源泉徴収選択口座で上場株式等の利子等又は配当等を受領している場合において、それらを申告するときは、その全てについて申告する必要があり、一部の口座のみを選んで申告することはできないと考えている。

誤りやすい事例 08 複数の源泉徴収選択口座で上場株式等の利子等又は配当等を受領している場合において、それらを申告するときは、その全てについて申告する必要があり、一部の口座のみを選んで申告することはできないと考えている。

CHECK



誤りやすい事例 08 複数の源泉徴収選択口座で上場株式等の利子等又は配当等を受領している場合において、それらを申告するときは、その全てについて申告する必要があり、一部の口座のみを選んで申告することはできないと考えている。

誤りやすい事例

09

源泉徴収選択口座内で上場株式等の配当等と譲渡損失とが損益通算されている場合に、その譲渡損失を申告するときは、併せてその配当等の申告も必要となりますが、このときに、その配当等の申告については総合課税を選択することはできないと考えている。



このように、源泉徴収選択口座内で上場株式等の配当等と譲渡損失とが損益通算されている場合に、その譲渡損失を申告するときは、併せてその配当等の申告も必要となりますが、このときに、その配当等の申告については総合課税を選択することはできないと考えている。

誤りやすい事例

10

確定申告を要しない利子所得又は配当所得を申告した後に、これらを修正申告又は更正の請求で除外している。



確定申告を要しない利子所得又は配当所得を申告した後に、これらを修正申告又は更正の請求で除外している。

確定申告を要しない利子所得又は配当所得を申告した後に、これらを修正申告又は更正の請求で除外している。



確定申告を要しない利子所得又は配当所得を申告した後に、これらを修正申告又は更正の請求で除外している。

[確定申告を要しない利子所得又は配当所得を申告した後に、これらを修正申告又は更正の請求で除外している。](#)

誤りやすい事例

11

確定申告において申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を、更正の請求又は修正申告において総合課税に選択替えしている。



確定申告において申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を、更正の請求又は修正申告において総合課税に選択替えしている。

確定申告において申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を、更正の請求又は修正申告において総合課税に選択替えしている。

C H E C K 

確定申告において申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を、更正の請求又は修正申告において総合課税に選択替えしている。

確定申告において申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を、更正の請求又は修正申告において総合課税に選択替えしている。

誤りやすい事例

12

従前から不動産貸付業を営んでいる白色申告者が、令和5年7月に事業所得を生ずべき事業を開始したので、その事業を開始した日から2ヵ月以内に青色申告承認申請書を提出した場合、令和5年分から青色申告が認められると考えている。



この事例は、従前から不動産貸付業を営んでいる白色申告者が、令和5年7月に事業所得を生ずべき事業を開始したので、その事業を開始した日から2ヵ月以内に青色申告承認申請書を提出した場合、令和5年分から青色申告が認められると考えている。

誤りやすい事例

13

**事業所得が赤字で、不動産所得が事業として行われていないことから、青色申告特別控除は 10 万円が上限であると
考えている。**



この事例は、事業所得が赤字で、不動産所得が事業として行われていないことから、青色申告特別控除は 10 万円が上限であると
考えている。

誤りやすい事例

15

税抜経理方式を適用している者が、仮受消費税等の金額と仮払消費税等の金額の差額と納付する（還付される）消費税等との差額を消費税等の申告書を提出した日の属する年の雑収入（必要経費）に算入している。



C H E C K 



2024年1月当時の内容であり、
以後の税制改正等の内容は反映されませんのでご注意ください